

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	反映の 分類	概算要求への反映状 況	予算等の措置の名称 (項)(目)(目細)	概算要求 額(単位: 千円)	提 案 番 号	要 望 事 項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管 関係官庁
0810010	放課後子どもプラン 推進事業の補助金の 運用について  放課後子ども教室推 進事業等実施要綱	・「放課後子どもプラン 推進事業の実施 について」(平成19 年 文部科学省生涯 学習政策局・厚生労 働省雇用均等・児童 家庭局長連名通知)  ・「放課後子どもプラン 推進事業の国庫 補助について」(平 成19年 文部科学 省・厚生労働事務次官 連名通知)	「放課後子どもプラン」 は、すべての子どもを対 象に様々な学び・体験等 を提供する「放課後子 ども教室推進事業」と、共 働き家庭など留守家庭の 児童に対して生活の場を 確保する「放課後児童健 全育成事業」とを、地域 の実情に合わせて一体 的あるいは連携して実施 することで、放課後等に おける子どもや子育て家 庭の多様なニーズに適切 に対応するものである。 このため、事業の実施に 当たっては、両事業の目 的・趣旨に沿った取組を 行うこととし、放課後児童 健全育成事業については、 生活の場としての専用 スペース等の確保を必要 としている。	B - 2	放課後子どもプラン の実施方法等について、 両事業の実施状況や連 携の方策等の放課後対策 事業の全体状況を踏まえ ながら、地方自治体にと って取り組みやすいもの となるよう、より効果的 な事業のあり方について 検討を進める。	放課後子ども教室推 進事業 (項)生涯学習振興費 (目)放課後子ども教室 推進事業費補助金、生涯 学習振興業務謝金、生 涯学習振興業務旅費、 生涯学習振興業務委員 等旅費、生涯学習振興 業務費、生涯学習振興 業務委託費  放課後児童健全育成 事業 (項)児童育成事業費 (目)児童育成事業費 補助金	放課後 子ども教室 推進事業: 9,923,7 08千円  放課後 児童健全 育成事業: 18,768, 215千円	1 0 5 0 0 1 0	放課後子 どもプラン 推進事業の補 助金の運用 について  放課後子 ども教室推 進事業等実 施要綱	松山市では、平成19年度から放課後対策事業(放課後子ども プラン)として、「放課後健全育成事業(児童クラブ)」と「放 課後子ども教室」を、小学校内施設を使用して実施しようと計画 している。事業の実施にあたっては、学校の余裕教室を活用して 行おうと計画しているが、放課後子ども教室と児童クラブの両事 業は対象が同一の小学校の児童であることから、教育的見地から も両事業への参加児童を区別することなく、事業を実施するに際 しては、活動拠点を分けることなく、同じ施設内の余裕教室を利 用して一体的に行い、スペースの効率的な利用と、事業目的に 沿って子どものために、効果的な実施を行いたいと考えている。 従来のように放課後児童健全育成事業(児童クラブ)のみの実 施であれば、専用スペースを設けて、家庭的な居場所を確保す ることは児童福祉の観点からのみ見ると理解できる。しかし「放 課後子ども教室」を新たに実施するに際しては、利用対象範囲が全 校の児童に広がることを考えると、児童クラブの対象となる児童 のみを優遇しているとも受け取られかねず、他の児童から見ると 不公平感につながる可能性もある。従って現時点では、補助金の 要綱はそれぞれの事業毎に定められ、それぞれの要件を満たした 場合に交付されることとなっているが、学校内で全校児童を対象 に事業を実施することから、区別することなく、両事業を包括的 に実施することが、教育的見地からも有効であると考えている。	愛媛県	松山市	文部科学省 厚生労働省	
0810020	幼保連携型認定こ ども園の施設整備にお ける「公立幼稚園」 への過疎債の適用	過疎地域自立促進 特別措置法第12 条	過疎地域の市町村が 市町村計画に基づいて 行う施設の整備(過疎 地域自立促進特別措置 法第12条1項の各号に 定める施設)に必要と する経費については、 地方債をもってその財 源とすることができます。  過疎地域の市町村が その施設の整備に必要 とする経費の財源に充 てるために起こした地 方債で、総務大臣が指 定したものに係る元利 償還に要する経費は、 当該市町村に交付すべ き地方交付税の額の算 定に用いる基準財政需 要額に算入するものと されています。					1 0 7 0 0 1 0	幼保連携型 認定こ ども園 の施設 整備 にお ける 「公立 幼 稚 園」 への 過 疎 債 の 適 用	最上町では、平成18年4月、同一小学校区内に位置する保育所 と幼稚園(両施設ともに町立)との間で施設の共有化をはかり、 総合施設としての機能を見据えた「あたごこども園」を開園させ ました。さらに翌19年4月には、山形県下の公立施設では第1号と なる認定こども園の認可を受け、本町が独自に策定した「最上町 新幼児教育課程」のもとに、教育と保育の両サービス向上に努め ております。  さて、現施設の「あたごこども園」は老朽化が著しく、早急な 改築が必要であることから、保護者や関係者からなる「あたごこ ども園整備計画環境整備部会」を組織し、幼保連携型施設として の機能を発揮するにふさわしい整備計画づくりに取り組んでいま す。  しかし、保育所の施設整備には過疎債が適用されるのに対し て、幼稚園の施設整備には過疎債が認められていない現状にあ り、このことは、同一施設内において、同一の教育・保育サービ スの展開を目指す本町にとっては、制度上の矛盾感を禁じえない ものであり、財政面においても極めて大きな障害となるもので す。  なかでも、幼児が同年齢帯の幼児とともに活動する機会を充実 させることにより、その社会性の涵養を促すことが強く求められ ている今日的課題からすれば、過疎化が進行する本町において は、幼・保の領域区分を超越したなかで、そうした困難性を補う 必然性があると考えております。  よって、幼保連携型の認定こども園の改築に限り、公立幼稚園 の施設整備に係る事業を地域の格差是正を目的とする「過疎地域 自立促進特別措置法」に適用すべきであると提案します。	山形県	山形県最上 町	総務省 文部科学省	
0810030	大学とふるさとの遠 距離連携の推進		「現代的教育ニーズ 取組支援プログラム」 の公募テーマの一つに 「地域活性化への貢 献」を設定し、大学等 が、地域社会の活性化 に資するとともに、学 生教育の内容・方法の 充実を図るため、身近 な地域社会或いは比較 的広範な地域社会と組 織的に連携し、大学等 がもつ人的・物的資源 を活用しながら行う教 育取組を選定し、支援 を行っている。	D	「質の高い大学教育 推進プログラム(仮 称)」において、「現代 的教育ニーズ取組支 援プログラム」の公募 テーマ「地域活性化 への貢献」で選定され た取組を含め、教育 の質向上に向けた取 組を支援	(項)高等教育振興費 (目)大学改革推進等補 助金	17,309,840 千円の内 数	1 1 7 2 0 3 0	大学とふる さとの遠 距離連 携の推 進	遠野市では、「日本のふるさと再生」を掲げ、どぶろく特区、 女性の起業化、都市と農村野交流など、市民総ぐるみで取り組ん できました。その際には、地域再生マネージャー制度などによる国 の人的支援を措置していただきました。 現在、遠野市では、「まちなか再生」を掲げ、中心市街地の活 性化や、遠野遺産制度として、地域の文化を大切に活動を開 発していききたいと考えております。 しかしながら、人口減少や高齢化の進行により、地域の活性化 に資する事業を担う人材が減少しており、市民一人当たりの役割 も増しております。ふるさとの振興には、人的資源の充実が喫緊 の課題であると考えております。 遠野市でも県内の2つの大学と協定を締結し、地域に足りない 人的資源を補っていただいておりますが、各種事業における学生 等の移動・滞在に要する経費の負担が発生するため、十分な取組 には至っておりません。 現在の国の人的支援のほとんどは、アドバイザーやコンサル タント派遣のため、専門家からの意見や助言を受けることは充実 しておりますが、市外在住の方が本市の地域活動への参画を促進 するための拡充措置を講じていただくことにより、大学まで遠い地 域における活性化にもつながるものと考えます。	岩手県	遠野市	文部科学省	